

## 一般財団法人函館市住宅都市施設公社建設工事最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人函館市住宅都市施設公社が条件付き一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、一般財団法人函館市住宅都市施設公社経理規程第29条の規定により最低制限価格を設けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格を設ける建設工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が130万円を超える工事とする。

(基準価格の設定)

第3条 最低制限価格を設ける場合の基準となる価格（以下「基準価格」という。）は、対象工事の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）算出の基礎となった次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額とする。ただし、その額が当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、基準価格を対象工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で定めることができる。

(基準価格の記載)

第4条 対象工事に係る基準価格を設定したときは、当該基準価格を予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 この要領の規定により最低制限価格を設けるときは、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知等、適宜の方法により周知するものとする。

(最低制限価格の算定方法)

第6条 最低制限価格は、対象工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

- (1) 有効な入札書の最低の価格が基準価格以上の場合 当該基準価格
- (2) 有効な入札書の最低の価格が基準価格を下回る場合

ア 有効な入札書が4通以上の場合

当該入札における有効な入札書のうち、平均額から標準偏差（その額

に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額（以下同じ。）を減じて得た額以上及び平均額に標準偏差を加えて得た額以下の範囲内の入札書について、その平均額を求めて得た額（その額が当該基準価格を上回った場合は当該基準価格の額）

※ 標準偏差：
$$\sqrt{\frac{n \sum x^2 - (\sum x)^2}{n^2}}$$

算定対象者数：n

入札書の価格：x

- イ 有効な入札書が4通未満の場合  
当該入札における有効な入札書について、その平均額を求めて得た額（その額が当該基準価格を上回った場合は当該基準価格の額）
- 2 前項に規定する「有効な入札書」とは、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。
- (1) 一般財団法人函館市住宅都市施設公社条件付き一般競争入札実施要綱第5条各号（第3号及び第5号を除く。）のいずれかに該当しない者が入札した入札書
  - (2) 一般競争入札に付する建設工事ごとに定める入札参加資格のない者が入札した入札書
  - (3) 開札までの間に前2号の規定により入札参加資格を満たさなくなった者が入札した入札書
  - (4) 入札心得第7条の規定に該当し、無効とした入札書
  - (5) 他の入札参加者のうちに協同組合、協業組合、企業組合その他これらに類するものがある場合において、その構成員が入札した入札書
  - (6) 一般書留又は簡易書留のいずれかにより、かつ、入札日を配達指定日として一般財団法人函館市住宅都市施設公社総務部経理課あてに郵送する方法以外の方法により入札した入札書
  - (7) 予定価格を事前公表した対象工事において、その金額よりも高い金額で入札した入札書
  - (8) 予定価格の10分の7.5に満たない金額で入札した入札書  
(委任)

第7条 この要領の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。